

居宅介護住宅改修費等受領委任払い実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に係る特例措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「受領委任払い」とは、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）が法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）を行った場合において、住宅改修を行った事業者（以下「事業者」という。）に住宅改修費の受領の権限を委任し、当該事業者がこれを受任したときに住宅改修費を直接当該事業者に支給することをいう。

(対象者)

第3条 受領委任払いの対象となる者は、所沢市が行う介護保険の被保険者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載がされていないこと。
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の支払いが一時差し止められていないこと。
- (3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載がされていないこと。

(事前承認申請)

第4条 受領委任払いの適用を受けようとする者は、住宅改修を行う前に所沢市介護保険条例施行規則（平成12年規則第12号）様式第15号に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(事前承認決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し受領委任払いの可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(支給申請)

第6条 前条の規定による受領委任払いの適用の決定を受けた者（以下「支給申請者」という。）は、住宅改修が完了したときは、所沢市介護保険条例施行規則様式第15号の2に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し支給額を決定し、申請のあった日の属する月の翌月末までに当該事業者へ支給するものとする。

2 前項の場合において、支給額は、住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する。ただし、法第45条第4項に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は法第57条第4項に規定する介護予防住宅改修費支給限度基準額の100分の90に相当する額を限度とする。

3 法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。また、法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては、前項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

4 市長は、第1項の規定により支給額を決定又は支給しないことを決定したときは、支給申請者及び事業者へ通知するものとする。

5 第1項の規定による支給があったときは、当該支給申請者に支給したものとみなす。

(取消し)

第8条 市長は、支給申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、受領委任払いの適用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 申請した内容と異なる住宅改修を行ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により受領委任払いの適用の決定を受けたとき。
- (4) その他市長が取り消すことが必要であると認めたとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、受領委任払いの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現にあるこの要領による改正前の居宅介護住宅改修費等受領委任払い実施要領の規定に基づき作成されている用紙は、この要領の規定にかかわらず、当分の間、これを補正することによって使用することができる。